

適用： 共通規程	機能： 協会運営	No. : KM5170	主管： 総務
名称： 寄附金取扱規程			制定日： 2013年4月1日
			改定日： 2025年4月1日

第1条 (目的)

この規程は、公益財団法人 日本漢字能力検定協会（以下「当協会」という。）が寄附者から金銭又はその他の財産（以下「寄附金等」という。）の給付を受ける場合の取扱いについて定め、もって財産の適正な管理に資することを目的とする。

第2条 (寄附金等の種類)

- 当協会が受領する寄附金等の種類は次のとおりとする。
 - 一般寄附金： 寄附者が用途を特定せずに寄附した寄附金
 - 特定寄附金： 用途があらかじめ特定された次に掲げる2種類の寄附金
 - 用途特定寄附金 寄附者が寄附の申し込みに当たり、あらかじめ用途を特定するもの
 - 募集特定寄附金 当協会が、あらかじめ用途を特定して募集するもの
- この規程においてその他の財産とは、寄附者が当協会の行う公益目的事業等の実施に使用するための物品、固定資産等（以下「寄附物品」という。）及び有価証券等で金銭以外のものをいう。

第3条 (寄附金の募集)

- 一般寄附金と募集特定寄附金の募集は次のとおりとする。
 - 一般寄附金： 常時、寄附金等を募ることができる。一般寄附金を募る場合は、寄附金総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用することとして募らなければならない。
 - 募集特定寄附金： 募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金用途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という）を理事会に提出し、事前に承認を得るものとする。理事会の承認を得た内容に限り寄附金等を募ることができる。
- 募集に際して、寄附者にこの規程を示し、了解を得るものとする。

第4条 (寄附金等の取扱い)

- 用途特定寄附金については、全額を寄附者の特定した用途に使用する。
- 募集特定寄附金については、適正な募集経費を控除した残額の総額を当協会が特定した用途に使用するものとする。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

第5条 (寄附金等の受入手続き)

寄附者から当協会に対し寄附の申入れがあったときは、協会所定の書面（寄附金申込書）にて寄附金等の内容を確認しなければならない。この書面には、次の事項を記載する。

- 寄附者の住所・氏名
- 寄附金の額・寄附金の種類（現金・有価証券その他）

- (3) 寄附物品・固定資産の量・種類等
 - (4) 寄附金については、その用途を限定しない一般寄附金、又はその用途が特別に指定されている特定寄附金の区分を記載する。
 - (5) その他必要事項
2. 前項の寄附の申入れを受ける場合には、以下の基準に基づき、理事会又は理事長承認を得なければならない。ただし、募集特定寄附金の取り扱いについては、3項のとおりとする。
- (1) 理事会の承認：寄附金1,000万円以上又はそれと同等の価値があると判断できる寄附物品
 - (2) 理事長の承認：理事会の承認以外の寄附金又は寄附物品
3. 募集特定寄附金の受け入れは、募集期間終了後に寄附者、寄附金額を取りまとめの上、理事長の承認を得るものとする。第11条のいずれかに該当する事項が判明した場合は、都度理事長の承認を得たうえで、返金手続きを行うこととする。
4. 寄附金等の受け入れ可否が決定したときは、寄附者に対し所定の通知文書を用いて通知する。
5. クラウドファンディングによる募集特定寄附金の場合は、1項、3項、4項を適用しない。

第6条（募金目論見書の交付等）

1. 募集特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。
2. 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

第7条（寄附金受領書等の送付）

1. 寄附金を受領したときは、遅延なく礼状及び寄附金受領書を寄附者に送付するものとする。
2. 前項の寄附金受領書には、当協会の事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

第8条（寄附金の事務処理手続）

1. 寄附金を当協会の基本財産として扱う場合には、理事会の決議を得なければならない。
2. 基本財産としての寄附金の資金運用については、別に定める「資金運用管理規程」によるものとする。

第9条（寄附物品の事務処理手続）

1. 寄附物品については、別に定める「経理規程」の手続に従い処理するものとする。
2. 寄附された固定資産を基本財産として扱う場合には、理事会の決議を得なければならない。
3. 寄附された固定資産については、適正な評価額（固定資産税評価額、不動産鑑定士の鑑

定価額等)により固定資産に計上するとともに、固定資産台帳等に登録しなければならない。

4. 固定資産で登記を要するものについては、寄附者の協力を得て必要な登記をしなければならない。

第10条 (募金に係る結果の報告)

1. 募集特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。
2. 前項にかかわらず、当協会ホームページにおいて収支決算書及び報告書を公開することで報告書の交付に代えることができる。
3. 当該寄附金の収支決算書及び報告書については、理事会へ報告することとする。

第11条 (受領の制限)

寄附金等が、次の各号に該当するとき、若しくはそのおそれがあるときは、当該寄附金等の受領を辞退しなければならない。

- (1) 法令に抵触するとき、またそのおそれがあるとき
- (2) 定款第3条(目的)に資するものではないとき
- (3) 寄附金の受け入れに起因して、当協会に著しく資金負担が生ずるとき
- (4) 当協会の業務遂行上支障があると認められるとき
- (5) 当協会が寄附金等を受入れるには社会通念上不相当と認められるとき
- (6) 反社会的勢力に係るものからの寄附と認められるとき

第12条 (情報公開)

受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

第13条 (個人情報保護)

寄附者に関する個人情報については、別に定める「個人情報取扱要領」に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

第14条 (制定・改廃)

この規程の制定、改廃は理事会の決議を経て行う。

第15条 (委任)

この規程の運用に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、公益財団法人 日本漢字能力検定協会の設立登記の日から施行する。

(4/4) KM5170

B この規程は、2025年4月1日から施行する。